

あなたの職場も危険“ゼロ”

事業場内に
保健衛生業編
掲示しましょう

平成18年の上半期の病院や介護施設などの保健衛生業における労働災害による死傷者は、172人で対前年同月比-9人減となっています。

しかしながら、昨年は発生しなかった死亡災害が既に2件発生しており、いずれも墜落災害で、階段での転落と浴槽への転落です。

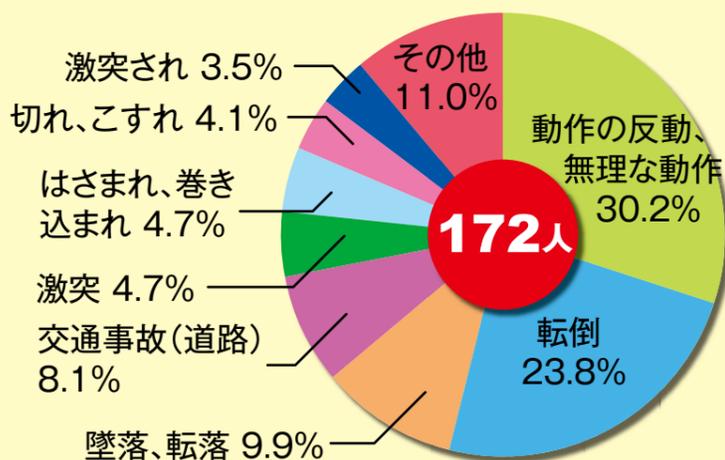
死傷者は、介護中の腰痛等（動作の反動、無理な動作）、通路等での「転倒」、階段等からの「墜落、転落」等により被災しています。

特に「墜落、転落」による災害は、全産業で690人が被災しており、墜落している場所は、はしご、踏み台、階段、倉庫2階の作業床の端等からです。また、出張先での倉庫作業などや事務員に脚立や椅子を使った照明器具の清掃、植木の手入れ作業など不慣れた作業を行わせた結果、死亡災害等の重大な災害につながっている場合が多くあります。

災害を発生させないために、それぞれの職場で、災害の要因を見つけ出し優先順位を付けて対策を講じましょう。

(*死傷者:死亡+休業4日以上)

事故の型別労働災害発生状況(保健衛生業)



労働災害と防止対策(例)

腰痛予防

1. 大きい患者等を起こしたりする場合は、複数人で行いましょう。
2. 患者等を起こしたりするときは、出来るだけ身体に近づけましょう。
3. 食事介護などでは、身体をひねらずに正面に向いて行いましょう。
4. 介護等を扱う前には、腰痛予防体操を行いましょう。



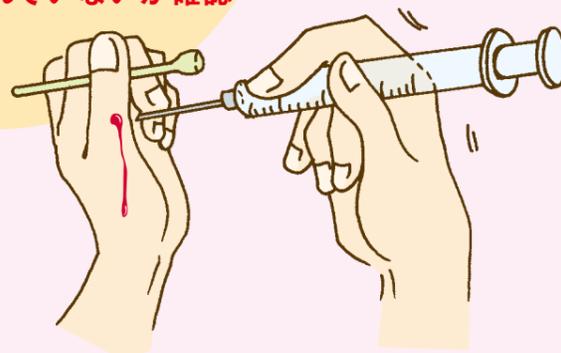
転倒災害防止

1. 通路は、滑りにくい材質のものにしましょう。
2. 通路のくぼみ、段差を無くしましょう。
3. 通路の水ぬれは、すぐに拭き取りましょう。
4. 履物は、滑りにくく安定したものを履きましょう。



針刺し事故防止

1. 注射器の針にキャップをかぶせる場合は、キャップは手に持たずに台に立てて行いましょう。
2. 汚物入れからゴミを回収する場合には、手でつままず、ゴミはさみで行いましょう。
3. 自身で注射を行っている患者のベッドの清掃等を行うときは、注射針が放置されていないか確認しましょう。



墜落、転落災害防止

1. 床の端には、手すりを設けましょう。
2. 階段には、手すりや滑り止めを設けましょう。
3. 踏み台、脚立は、安定させて使いましょう。
4. イスを踏み台代わりに使わないようにしましょう。



保健衛生業の基本的安全衛生管理

保健衛生業で必要な安全衛生管理体制

●各種管理者等の選任

- (1) 総括安全衛生管理者: 1000人以上の保健衛生業
- (2) 衛生管理者: 50人以上の全業種
- (3) 産業医: 50人以上の全業種
- (4) 衛生推進者: 10人以上50人未満の全業種
- (7) 交通労働災害防止担当管理者: 全業種

●労働者からの意見を聞くための委員会等の設置

- (1) 衛生委員会: 50人以上の全業種
- (2) 安全会議等: (1)以外の全保健衛生業
- (3) 安全衛生委員会の記録の保存、議事内容の労働者への周知

保健衛生業における具体的な安全衛生対策の取組

- (1) 職場で発生する可能性のある災害の芽(リスク)を見つけ、対策を講じましょう。
- (2) 墜落・転落災害を防止するため、はしごや踏み台の安全な使用を徹底しましょう。
階段、通路等は、滑りにくい材質のものに改善し、手すりを取り付けましょう。
また、履物は滑りにくく、安定したものを着用させましょう。
- (3) 腰痛予防のため、介護中は、無理な姿勢で患者を扱わないようにしましょう。(腰痛予防対策指針)
- (4) 疥癬等感染症、針刺事故の防止等衛生管理の徹底を行いましょ。

健康診断の実施と健康管理

- (1) 常時使用する労働者に対しては、雇入れ時及びその後1年以内ごとに1回、定期的に健康診断を行いましょ。深夜業などに従事する労働者に対しては、6ヶ月以内ごとに1回、定期的に健康診断を行いましょ。
- (2) 健康診断の結果は本人に通知するとともに、有所見者に対しては、産業医等により意見を聴き就業上の措置を決定しましょ。
- (3) 要精密検査、要治療等と診断された労働者に対しては、医療機関での受診を勧奨しましょ。
- (4) 労働者は、日頃から運動するよう心がけ、健康の保持増進に努めましょ。

詳しい内容については、次のパンフレットをご覧ください。これらのパンフレットは東京都内各労働基準監督署にて配布しています。
 「グラフで見る東京の労働安全衛生」「中小規模事業場の安全衛生管理の進め方」
 「第3次産業における労働災害防止について」「腰痛予防壁新聞」

